

(事務局作成)

これまでの議論の整理（案）

1 横浜市CO-DO30について

- 横浜市独自の地球温暖化対策税制導入を検討する上で、横浜市のCO2削減目標や取組が、国のそれを上回る必要がある。
- 家庭部門に対する地球温暖化対策は、国または都道府県において決定的なものを導入していないため、基礎的自治体である横浜市が積極的に取り組む必要がある。
- 市役所など公共部門の実態や取組を明らかにすることが、他の部門への取組を進める上で必要ではないか。

2 脱温暖化施策と税制のかかわりについて

- 新たな温暖化対策税制の検討にあたり、導入主体や範囲を整理することが大きな課題である。例えば炭素税のような税制の場合、全国的な広い範囲で導入していくべき。
- 国の地球温暖化対策で世界レベルに達していないものについて、横浜市が課題提起しながら、国の対応を促すために独自の税制度を先駆的に導入していくことも考えられる。
- 温暖化対策税制の導入を議論する際、とりわけ減税策を導入することによって、本市財政に与える影響に留意する必要がある。
- 家庭など特定部門への税制導入を検討する場合、他の部門への取り組みとのバランスを配慮する必要がある。
- 温暖化対策税制は、税制導入の効果が進むほど税収が逡減する仕組みが望ましく、財源確保を目的とすべきではない。
- 税制導入にあたり、消費税を始めとした既存税制との関係を整理していく必要がある。
- 温暖化税制の検討では、課税主体の執行能力やコストについても配慮していく必要がある。

3 既存税制のグリーン化について

- 既存税制のグリーン化を検討するにあたり、地球温暖化対策の施策について、全体的な仕組みがどこまでかみ合ったものであるか把握する必要がある。
- 横浜市が地球温暖化対策の先導的な役割を担うことを踏まえ、独自に税制のグリーン化をすすめていくべき。
- 既存税制のグリーン化を導入する場合には、財政状況が厳しいことも踏まえ、地球温暖化対策に寄与する行動には減税し、負荷を与える行動には増税することで、税収中立をめざすべき。
- 税の軽減対象となる行為の選定にあたっては、施策目的を踏まえ、他の行為とのバランスを欠くことの無いよう、合理的な基準を示していくべき。
- 軽減期間については、初期の一定期間ではなく、設備の償却期間など地球温暖化対策に寄与している期間にわたるほうが望ましい。
- 仮に環境負荷の高い建物に重課する場合、既存の地方税法上の軽減措置などとの関係を整理する必要がある。
- 軽減制度を適用する期間を一定期間に限定し、軽減対象の行為が社会常識化したら取りやめる。
- 軽自動車税のグリーン化について、対象車を動力源によって区分するのではなく、二酸化炭素の排出量など、直接地球温暖化対策に負荷を与えている程度を規準としたらどうか。
- インセンティブ課税は、商品製造者の開発競争を促し、先駆的開発者が経済的メリットを享受するといった効果もある。
- 導入インセンティブとして、設備の初期費用補助制度に加え、設備導入後の増高負担を軽減する趣旨で固定資産税を軽減することは効果が高い。

4 横浜みどりアップ市民推進会議について

- 横浜みどり税は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に使用することを明確にしている税であるため、その税収が正しく横浜の緑の保全・創造に充てられているかをチェックすることが、会議の役割として最も重要である。